

発注情報詳細（物品・委託等）

公表日	令和元年7月12日（金）	契約番号	5024
入札方法	公募型指名競争入札（入札書の持参による）		
委託名	北部第一水再生センターほか22施設建築物定期点検調査委託		
履行場所	横浜市鶴見区元宮二丁目6番1号ほか		
履行期間	契約締結日から令和元年12月20日（金）まで		
発注担当課	公益財団法人横浜市建築保全公社 技術部 保全企画課 企画調整係 横浜市中区本町3丁目30番地7 横浜平和ビル8階 TEL 045-306-7276 / FAX 045-664-7055		
最低制限価格制度	適用		
入札参加資格等	所在地、規模区分	市内、中小企業	
	種 目	901:建築設計（監理含む）	順位 1位
	登録細目	(A)庁舎、学校、病院等の設計又は(F)工事監理	
	入札参加条件	<p>①横浜市契約規則第3条第1項に掲げる者でないこと及び同条2項の規定により定められた資格を有する者であること。</p> <p>②入札参加意向申出書提出期限日から開札日までの間のいずれの日においても、横浜市指名停止等措置要綱に基づく指名停止措置を受けていない者であること。</p> <p>③令和元年、2年度横浜市一般競争入札有資格者名簿（設計・測量等）において、登録されていること。</p>	
指名・非指名通知日及び通知の方法	令和元年7月25日（木）FAXにて送付		
設計図書の閲覧	当ホームページに掲載（ <a href="http://www.y-hozen.or.jp/">http://www.y-hozen.or.jp/</a> ）		
入札参加申込	提出書類	公募型指名競争入札参加意向申出書	
	受付場所	総務部総務課契約係	
	締切日時	令和元年7月22日（月） 午後1時まで	申込方法 ①持参 職員に直接手渡すこと ②書留郵便 〒231-0005 横浜市中区本町3丁目30番7 横浜平和ビル8階 横浜市建築保全公社 総務部 総務課 契約係
質問	締切日時	令和元年7月17日（水） 正午まで	
	提出方法	持参、FAX又は電子メールで発注担当課に提出すること 電子メールアドレス：soumuka-keiyaku@bz04.plala.or.jp	
	回答日時	令和元年7月19日（金） 午後1時	
	回答方法	当ホームページに掲載（ <a href="http://www.y-hozen.or.jp/">http://www.y-hozen.or.jp/</a> ）	
入札及び開札時間	令和元年8月1日（木）	午後1時30分	
入札及び開札場所	横浜市中区本町3丁目30番地7 横浜平和ビル8階 会議室		
支払い条件	前金払	しない	部分払 しない
契約担当課	総務部総務課契約係		電話 045-641-3124


# 委 託 設 計 書

件 名 北部第一水再生センターほか22施設建築物定期点検調査委託

場 所 横浜市鶴見区元宮二丁目6番1号ほか

金 円

履行期限 令和元年12月20日







## 北部第一水再生センターほか22施設建築物定期点検調査委託

### 1 委託名

北部第一水再生センターほか22施設建築物定期点検調査委託

### 2 目的

公共建築物の安全性を確保するため、建築基準法に基づく定期点検（以下「12条点検」という。）を行う。

### 3 対象施設

対象施設一覧（別紙1）による。

### 4 履行期間

契約締結日から令和元年12月20日までとする。  
（報告書成果品納品期限は、令和元年12月12日）

### 5 業務内容

建築物の定期点検

12条点検の実施

12条点検実施要領（別紙2）に従い、建築基準法第12条第2項に準じた建築の点検を行う。本業務遂行上疑義が生じた場合は、（公益財団法人）横浜市建築保全公社（以下、「保全公社」という。）と随時協議、調整を行う。

### 6 資料の貸与及び返却

- (1) 本業務にあたり保全公社から貸与する資料は次のとおり。
  - ア 各施設図面
- (2) 保全公社貸与資料や施設から借用した図面等は、丁寧に扱い、損傷してはならない。万一、損傷した場合には、受注者の責任と費用負担において修復するものとする。
- (3) 貸与資料は業務終了後、速やかに貸与者へ返却する。

### 7 事前準備

- (1) 保全公社貸与資料より、対象施設の建物概要や不具合箇所、修繕箇所等を事前に確認し、効率的な現地調査ができるよう準備する。
- (2) 施設管理者に対し、現地調査実施趣旨、点検者、協力要請事項（各種資料準備、ヒアリング場所の確保等）及び確認事項（現地調査実施候補日、脚立・梯子の有無等）を、書面もしくは電子メールで伝え確認する。
- (3) 現地調査実施日時は、施設管理者と運営に支障の無いよう協議し決定する。

## 8 現地調査

### (1) 施設管理者へのヒアリング

施設管理者から劣化状況等について意見を聴取し、その箇所を確認する。

### (2) 各種点検報告書等の確認

施設が発注している点検（消防設備点検等）について、本調査と関連のある直近の報告書を確認する。調査対象部分及び設備について指摘がある場合は、その箇所を再確認し、是正が必要な場合は所定の報告書に指摘年月日と共に内容を記入する。

### (3) 調査の実施

前二項を踏まえ、実施要領（別紙2）に従い実施する。

### (4) 調査の対象を問わず、脱落、落下、転倒の恐れがある場合、また、継続使用することにより著しい損傷又は関連する部材・機器等に影響を及ぼすことが想定される場合は、速やかに施設管理担当者に報告し、該当欄に記載する。

## 9 現地調査に伴う注意事項

### (1) 点検者は、名札又は腕章を着け、業務に適した服装、履物で調査を実施する。

### (2) 安全対策について万全を期すとともに、万一事故が発生した場合は、受託者の責任において補償する。

### (3) 対象部分の機能、性能を現状より低下させてはならない。

### (4) 仕上げ材、構造材等の一部撤去又は損傷を伴う場合、及び施設運営に支障を及ぼす場合は、あらかじめ施設管理担当者の承諾を受ける。

### (5) 調査に必要な工具等は原則的に受託者の負担とする。

## 10 確認の省略

### (1) 次に示す部位等で確認が困難なものにあつては、確認を省略できるものとするが、当該部位等の状況から判断して支障がある状態にあると認められる場合は、支障がある状態を記録し、対応を記載する。

ア 被覆材で覆われている柱、はり等の主要構造部

イ 点検口のない天井裏又は容易に出入りできる点検口のない床下にあるもの

ウ 通電されていて確認することが危険である場所にあるもの

エ 地中又はコンクリート等の中に埋設されているもの

オ 運転を停止しなければ確認できない機器で、停止させることが極めて困難な状況にあるもの

カ 運転を停止することが極めて困難な状況にある機器が付近に存在し、確認することが危険である場所にあるもの

キ 目視では確認が困難であり、足場が必要である外壁面、給排気塔、煙突、鉄塔、

広告塔等（双眼鏡等の使用で視認可能な範囲で点検を行う。）

ク 屋外排水設備のます等で水中に没している部分

ケ その他物理的理由又は安全上の理由などから確認を行うことが困難な場所にあるもの

- (2) 法令の規定による検査等が、本業務の点検内容及び周期と適合するものについては、法令による検査等を本業務で定める点検とみなすことができるものとする。

#### 11 業務計画書の提出

- (1) 契約締結後 7 日以内に、業務計画書(組織表、緊急時連絡体制表、施設点検者一覧表、年間工程表を含む)を提出する。
- (2) 内容に変更がある場合、速やかに保全公社担当者へ報告する。
- (3) 施設点検者一覧表に点検者が記載されていない施設について、本項 7 に定める事前準備作業を行ってはならない。

#### 12 成果品の提出

- (1) 成果品は、成果品作成要領（別紙 3）に従いとりまとめる。
- (2) 業務計画書に基づき、決められた期日までに報告書を提出し、保全公社の確認を受ける。
- (3) 保全公社の確認後必要な修正を行い、各成果品を次の期限までに納品する。

#### 13 その他

- (1) 本業務の実施過程で知り得た秘密を他に漏洩してはならない。

#### 14 添付資料

- (1) 対象施設一覧（別紙 1）
- (2) 12 条点検実施要領（別紙 2）
- (3) 成果品作成要領（別紙 3）

## 北部第一水再生センターほか 22 施設建築物定期点検調査委託（対象施設一覧表）

	施設名	施設棟名	延床面積	建築面積	構造	地上階数	地下階数	竣工年	備考
			(m <sup>2</sup> )	(m <sup>2</sup> )					
1	北部第一水再生センター	要員宿舎	940	298	RC	3	-	1997	
2	神奈川水再生センター	要員宿舎	839	300	S	3	-	1992	
3	中部水再生センター	要員宿舎	687	239	RC	3	-	1983	
4		水質危険物倉庫	148	148	CB	1	-	2001	
5	港北水再生センター	要員宿舎	621	253	S	3	-	1995	
6	都筑水再生センター	要員宿舎	608	205	RC	3	-	1978	
7	西部水再生センター	要員宿舎	492	158	RC	3	-	1983	
8	栄第一水再生センター	要員宿舎	405	230	RC	2	-	1984	
9	栄第二水再生センター	要員宿舎 1	279	94	RC	3	-	1973	
10		要員宿舎 2	211	77	RC	3	-	1982	
11	上末吉ポンプ場	要員宿舎	149	75	RC	2	-	1996	
12	末吉ポンプ場	要員宿舎 1	174	78	S	2	-	1978	
13	高田ポンプ場	要員宿舎 1	130	66	RC	2	-	1986	
14	樽町ポンプ場	要員宿舎 1・2	219	140	W	2	-	1989 (1996)	2棟を1報告書にて (延床面積は2棟合計)
15	北綱島ポンプ場	要員宿舎 1	133	67	RC	2	-	1987	
16	潮田ポンプ場	要員宿舎 1・2	902	307	RC	3	-	1984	2棟を1報告書にて (延床面積は2棟合計)
17	保土ヶ谷ポンプ場	要員宿舎	105	105	RC	1	-	1978	
18	平沼ポンプ場	要員宿舎	240	126	S	2	-	1995	
19	磯子ポンプ場	要員宿舎	965	357	RC	4	-	2001	
20	六浦ポンプ場	要員宿舎	230	118	S	2	-	1979	
21	金沢ポンプ場	要員宿舎 1・2	126	126	S	1	-	1981	2棟を1報告書にて (延床面積は2棟合計)
22	太尾ポンプ場	要員宿舎	154	80	S	2	-	1994	
23	新羽ポンプ場	要員宿舎	289	159	S	2	-	2015	
24	鴨居ポンプ場	要員宿舎	298	153	RC	2	-	1985	
25	笠間ポンプ場	要員宿舎	134	134	RC	1	-	1982	

## 12 条点検実施要領

### 1 業務内容

別紙 1 にある対象施設に対し、次の法令に準じた特定建築物の点検を実施する。

- ・ 建築基準法第 12 条第二項

### 2 点検者の要件

点検者は、次の要件を満たすこと。

- ・ 一級建築士若しくは二級建築士又は建築基準法第 12 条に規定する建築物調査員

### 3 点検の方法及び結果の判断基準について

点検の方法及び結果の判断基準については次を適用すること。

- ・ 建築基準法第 12 条第二項に基づく告示第 282 号

### 4 点検表について

点検結果は、次の様式に記載すること。

- ・ [様式 1 A] 12 条点検 点検表

### 5 点検対象範囲の補足

ア 点検対象建物住戸内専有部分及び住戸内を介してのバルコニー等の部分は、点検を省略することができる。

イ 点検対象建物の周囲の地盤、敷地、塀、擁壁は点検対象とする。また、当該建物への緊急車両が走行する構内通路がある場合においても同様に点検対象とする（経路は施設管理者とのヒアリングによる）。これら点検対象部分の接する隣地部分で当該点検対象部分に安全面で影響を与えると思われる事象があれば、[様式 1A] に点検対象外として記載するものとする。

ウ 前イの点検対象部分範囲外の当該施設全般の建物、施設、構内通路等は、点検対象外とする。

エ 屋上、屋根の点検において上がる昇降設備がない場合は、施設管理者の承諾を得て当該施設内の隣接する建物から、この部分を目視、双眼鏡等により可能な限り確認するものとする。

オ 非常用照明がある場合は、点灯確認を行い[様式 1A]点検表 点検項目 6- (2) に結果を記載し、結果図に位置をプロットするものとする。

### 6 その他

- ・ 成果品作成にあたっては、別紙 3 成果品作成要領を参照すること。



建物名称：

番号	点検項目		対象の有無	調査結果	
				指摘なし	要是正
<b>1 敷地及び地盤</b>					
(1)	地盤	地盤沈下等による不陸、傾斜等の状況	有	●	
(2)	敷地	敷地内の排水の状況	有	●	
(3)	塀	組積造の塀又は補強コンクリートブロック造の塀等の劣化及び損傷の状況	有	●	
(4)	擁壁	擁壁の劣化及び損傷の状況	有	●	
(5)		擁壁の水抜きパイプの維持保全の状況	有	●	
<b>2 建築物の外部</b>					
(1)	基礎	基礎の沈下等の状況	有	●	
(2)		基礎の劣化及び損傷の状況	有	●	
(3)	土台(木造に限る。)	土台の沈下等の状況	有	●	
(4)		土台の劣化及び損傷の状況	有	●	
(5)	躯体等	木造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況	有	●	
(6)		組積造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況	有	●	
(7)		補強コンクリートブロック造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況	有	●	
(8)		鉄骨造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況	有	●	
(9)		鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況	有	●	
(10)	外壁	タイル、石貼り等(乾式工法によるものを除く。)、モルタル等の劣化及び損傷の状況	有	●	
(11)		乾式工法によるタイル、石貼り等の劣化及び損傷の状況	有	●	
(12)		金属系パネル(帳壁を含む。)の劣化及び損傷の状況	有	●	
(13)		コンクリート系パネル(帳壁を含む。)の劣化及び損傷の状況	有	●	
(14)	窓サッシ等	サッシ等の劣化及び損傷の状況	有	●	
(15)	外壁に緊結された広告板、空調室外機等	機器本体の劣化及び損傷の状況	有	●	
(16)		支持部分等の劣化及び損傷の状況	有	●	

番号	点検項目		対象の有無	調査結果	
				指摘なし	要是正
<b>3 屋上及び屋根</b>					
(1)	屋上面	屋上面の劣化及び損傷の状況	有	●	
(2)		パラベットの立ち上り面の劣化及び損傷の状況	有	●	
(3)	屋上回り(屋上面を除く。)	笠木モルタル等の劣化及び損傷の状況	有	●	
(4)		金属笠木の劣化及び損傷の状況	有	●	
(5)		排水溝(ドレインを含む。)の劣化及び損傷の状況	有	●	
(6)	屋根	屋根の劣化及び損傷の状況	有	●	
(7)	機器及び工作物 (冷却塔設備、広告塔等)	機器、工作物本体及び接合部の劣化及び損傷の状況	有	●	
(8)		支持部分等の劣化及び損傷の状況	有	●	
<b>4 建築物の内部</b>					
(1)	防火区画	防火区画の外周部	延焼のおそれのある部分及び外壁で準耐火構造又は耐火構造としなければならない部分の開口部に設けられた防火設備の劣化及び損傷の状況	有	●
(2)	壁の室内に面する部分	躯体等	木造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況	有	●
(3)			組積造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況	有	●
(4)			補強コンクリートブロック造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況	有	●
(5)			鉄骨造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況	有	●
(6)			鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況	有	●
(7)			耐火建築物にすることを要しない建築物の壁、耐火構造の壁又は準耐火構造の壁(防火区画を構成する壁に限る。)	部材の劣化及び損傷の状況	有
(8)		鉄骨の耐火被覆の劣化及び損傷の状況	有	●	
(9)	床	躯体等	木造の床躯体の劣化及び損傷の状況	有	●
(10)			鉄骨造の床躯体の劣化及び損傷の状況	有	●
(11)			鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の床躯体の劣化及び損傷の状況	有	●
(12)		耐火建築物にすることを要しない建築物の床、耐火構造の床又は準耐火構造の床(防火区画を構成する床に限る。)	部材の劣化及び損傷の状況	有	●

番号	点検項目		対象の有無	調査結果	
				指摘なし	要是正
(13)	天井	難燃材料又は準不燃材料を必要とする仕上の室内に面する部分	室内に面する部分の仕上げの劣化及び損傷の状況	有	●
(14)	特定天井		特定天井の天井材の劣化及び損傷の状況	有	●
(15)			常閉防火設備の本体と枠の劣化及び損傷の状況	有	●
(16)	防火設備(防火戸、シャッターその他これらに類するものに限る)		常閉防火設備の閉鎖又は作動の状況	有	●
(17)			常閉防火設備の閉鎖又は作動の障害となる物品の放置の状況	有	●
(18)			常閉防火扉の固定の状況	有	●
(19)	照明器具、懸垂物等		照明器具、懸垂物等の落下防止対策の状況	有	●
(20)			防火設備の閉鎖の障害となる照明器具、懸垂物等の状況	有	●
(21)	石綿等を添加した建築材料		吹付け石綿等の劣化の状況	有	●
(22)			囲い込み又は封じ込めによる飛散防止措置の劣化及び損傷の状況	有	●

**5 避難施設**

(1)	廊下		物品放置の状況	有	●
(2)	出入口		物品放置の状況	有	●
(3)			手すり等の劣化及び損傷の状況	有	●
(4)	避難上有効なバルコニー		物品放置の状況	有	●
(5)			避難器具の操作性の確保の状況	有	●
(6)	階段		物品放置の状況	有	●
(7)			階段各部の劣化及び損傷の状況	有	●
(8)	階段	屋外に設けられた避難階段	開放性の確保の状況	有	●
(9)	特別避難階段		階段室又は付室の外気に向かつて開くことができる窓の状況	有	●
(10)			物品放置の状況	有	●
(11)	排煙設備等	防煙壁	防煙壁の劣化及び損傷の状況	有	●
(12)		排煙設備	排煙口の維持保全の状況	有	●

番号	点検項目		対象の有無	調査結果	
				指摘なし	要是正
<b>6 その他</b>					
(1)	その他の設備	非常用の進入口	非常用の進入口等の維持保全の状況	有	●
(2)		非常用の照明装置	照明の妨げとなる物品の放置の状況 <span style="border: 1px solid black; background-color: yellow; padding: 2px;">非常用照明の点灯確認を実施(共用部分)</span>	有	●
(3)	特殊な構造等	膜構造建築物の膜体、取付部材等	膜体及び取付部材の劣化及び損傷の状況	有	●
(4)			膜張力及びケーブル張力の状況	有	●
(5)	特殊な構造等	免震構造建築物の免震層及び免震装置	免震装置の劣化及び損傷の状況(免震装置が可視状態にある場合に限る。)	有	●
(6)			上部構造の可動の状況	有	●
(7)	避雷設備		避雷針、避雷導線等の劣化及び損傷の状況	有	●
(8)	煙突	建築物に設ける煙突	煙突本体及び建築物との接合部の劣化及び損傷の状況	有	●
(9)			付帯金物の劣化及び損傷の状況	有	●

# 写真帳

建物名称:

No.1	番号				点検部位名称	場所
						備考

No.2	番号				点検部位名称	場所
						備考

No.3	番号				点検部位名称	場所
						備考

点検結果図

建物配置図、各階平面図に写真番号等を記載

非常用照明の点灯確認を実施



●・非常用照明 ※別置形は青色

建物名称

No.

A -



## 成果品作成要領

本委託の成果品を次のとおり作成すること

## 1 共通事項

横浜市が定める電子納品運用ガイドライン【建築・建築設備業務編】（以下、運用ガイドライン）より、次の該当項を適用する。

※運用ガイドライン：<http://www.city.yokohama.lg.jp/zaisei/org/kokyo/cals/pdf/kentiku-sekei-guide-1306.pdf>

## (1) 作業の流れ

運用ガイドライン 6.1 参照

## (2) 電子成果品のウイルスチェック

運用ガイドライン 6.6.2(3)及び6.6.4 参照

## (3) 電子媒体への格納

運用ガイドライン 6.6.3 参照

ただし、電子納品チェッカーによるチェックは不要。

## (4) 電子媒体等の表記

運用ガイドライン 6.6.5 参照

ただし、業務番号は業務内容に置き換えること。（例：12条点検、劣化調査）

## (5) 電子媒体納品書

運用ガイドライン 6.6.8 参照

## (6) 12条点検 電子成果品のフォルダとファイル構成

## ア フォルダ構成

施設ごとにフォルダを作成し、各報告書を保存すること。

## イ フォルダ名の構成は次のとおり

項目	施設番号	—	施設名
記入例	230000405	—	北部第一水再生センター

例：230000405\_北部第一水再生センター

## ウ 補足

施設名は、[別紙1]対象施設一覧表の記載と同一とすること。

## エ ファイルの命名

ファイル名の構成は次の通り

項目	実施年度	—	業種	—	施設名	(棟名)
記入例	2019	—	建築	—	北部第一水再生センター	(要員宿舎)

例：2019\_建築\_北部第一水再生センター（要員宿舎）

オ 補足

- 1 ファイルあたりの上限データサイズは原則 5MB/ファイルとする。
- 複数の棟を保有する施設の場合、棟名に符号を記載すること。なお、単独棟の場合は、記載事項なしとする。

例：2019\_建築\_北部第一水再生センター（要員宿舎 1）